

ブルースタジオ
グリーンスタジオ
1 kWスポットライトのLED化更新
仕 様 書

令和2年10月

放送大学学園

1. 目的

放送大学学園（以下、「学園」という。）のブルースタジオ、グリーンスタジオで使用しているハロゲンの1kWスポットライトについて、老朽化などに伴いLEDライトへ更新する。

この仕様書は、機器更新を含めた整備に関わる契約条項及び仕様を定めるものである。

2. 請負範囲

- (1) 事前打合せ、現場調査
- (2) システム設計、機器調達
- (3) 作業工程表、手順書ほか関連資料の提出
- (4) 搬入、機器据付作業および既存設備との接続作業
- (5) システムの動作確認、現用機器との結合調整と総合動作確認
- (6) 運用者へのシステムの説明とトレーニング、および検収
- (7) 報告書、運用者研修資料、取扱説明書、完成図書(CD含む)の提出

3. 設置場所

学園 西制作棟 ブルースタジオフロア
グリーンスタジオフロア

4. 納期

令和3年3月31日(水)
(装置の機能、性能検査、検収を含む)

5. 機器概要

- (1) 各スタジオの照明システムに接続可能な機器であること。
- (2) 更新機器内容
 - ①LED 1.5kW相当 スポットライト
(AL-LED-FSG8-L 又は 相当品) 8式
(ブルースタジオ 4式、グリーンスタジオ 4式)
 - ②制御ケーブル(AL-EXSR-2D-2 又は相当品) 8式
 - ③その他、更新に伴う変換ケーブルなど
- (3) 更新機器の条件
 - ①LED スポットライトは、長期にわたり安定して動作することを前提とし、既に放送局に納入した実績があり、テレビスタジオで実運用されている完成品であること

- ②防湿・防振構造であり、強固な構造であること
- ③器具から発生する音や振動は、極力小さなものであること
- ④既存の LED 照明器具 (AL-LED-FSG-L/AL-LED-FSP-L-2/AL-LED-FSJ-L/
AL-LED-SQA-L/AL-LED-FSE9-L) と混在の状態が制御が可能であり、
カスケード接続しても個別に総点灯時間を取得できること
- ⑤交流 100V 電源で稼働すること
- ⑥器具の手元操作で点灯/消灯/調光ができること
- ⑦DMX-512 信号により点灯/消灯/調光ができること
- ⑧DMX-512-IN/OUT (スルー) 接続用コネクタ部を具備している
こと
- ⑨各 LED の総点灯時間を個別に表示し、確認できること
- ⑩17φダボ付き (取り付けアダプタ) であること
- ⑪4面バンドア付きでコントロールができること
- ⑫相関色温度 3000±150K 以内であること
- ⑬平均演色評価数 Ra 95 以上であること
- ⑭電源コネクタ形状は平行接地極付きプラグであること
- ⑮器具重量は 10kg 以下であること
- ⑯定格消費電力は 250W 以下であること

6. 作業概要

- (1) 既設のスポットライトを撤去し、変換ケーブルなど含めての設置。
- (2) 制御ケーブルの布線。
- (3) 既設照明システムでの動作チェック。
- (4) 整備後、運用者への機器説明ならびに運用研修を行うこと。
- (5) 作業は、令和3年3月の土日、祝日を含む短期間の日程で実施すること。
スタジオ使用日程の都合上、別途技術・運行課 (以下、「主管課」という。) と協議して決めるものとする。
- (6) その他、関連する作業全てを行うこと。詳細は打ち合わせで決定。

7. 保証等

- (1) 請負者は本仕様書に定める装置の性能等について、本運用開始後 1 年間無償保証するものとする。
- (2) 照明器具について、総点灯時間が 20,000 時間未満で外的要因なしに LED 発光部が断となった場合には、当該発光部の交換又は修理を無償で行うこと。

8. 実施工程表

- (1) 請負の実施に先立ち、番組制作業務に支障がないよう主管課と打合せ、実施工程表を作成・提出し、承認を得ること。
- (2) 実施工程表を変更する必要がある場合は、その内容を主管課に報告し承認を得ること。

9. 作業管理

- (1) 管理責任者は作業手順書を作成し現場を管理するとともに、作業者は手順書に沿って作業を実施すること。
- (2) 作業を実施する際、現設備に影響が無いよう適切に措置を講ずること。

10. 留意事項

請負者は、以下の事項について留意のうえ、適切に対応すること。

- (1) 本請負で知り得た機密情報を厳重に保持し、事前の同意なしに第三者に貸与、提供、開示、教示又は漏洩してはならない。また、本請負の一部を第三者に請け負わせ又は再委託する場合には、主管課の承認を得た上で同趣旨の機密保持義務を当該者に課すこと。
- (2) 請負者は、本請負の実施に先立ち、主管課と十分打ち合わせを行い、実施業務や関連設備の安定運用に留意し、事故の無いよう万全を期すこと。
- (3) 請負者は、現場の安全等に対して十分に注意を払いながら作業を行い、作業中の事故の防止に努めること。万一、事故が発生した場合には、応急処置を施すとともに主管課に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 設置、接続、調整等を行う者は、過去3年間に放送局等へ照明器具等の納入実績を有し、発注者から契約の中途解約等がなく、納入したものが発注者側の業務に影響を与えず、問題なく運用されていること。
- (5) 本請負に必要な装置等の搬入出を行う場合には、既設物等に損傷や衝撃等を与えないよう適宜養生又は補強を施して行うこと。
- (6) 本請負に必要な工具類は、原則、請負者が確保すること。学園備え付けの測定器や工具類が必要な場合には学園に使用許可を得ること。
- (7) 本請負に必要な材料、消耗品等一切の機材等は、請負者が準備すること。
- (8) 本請負に必要なものとして請負者が用意した装置や機材等の保管及び取扱いの全ては、請負者が責任を持って適切に行うこと。

11. 検査

請負者は、全ての作業が終了した後、主管課の検査を受けなければならない。

1 2. 提出物について

(1) 入札時に提出が必要なもの

①提案する各機器の詳細内容を示すカタログ、仕様記述文書等。

(2) 契約締結後に提出が必要なもの

契約締結後、請負者は主管課と打ち合わせの上、下記の書類等を含めた納入仕様書を提出すること。

なお、提出した書類に変更が生じた場合には、速やかに主管課に報告を行い、その内容を反映した新たな書類を提出すること。

①作業工程表

②実施体制および現場監督者（安全管理者）、並びに作業者一覧

③既設システムを含むシステム完成後の各種図面等

④現地作業日報 1部

⑤迅速で十分なアフターサービス、メンテナンス、窓口等の体制表

⑥運用研修資料（部数は別途指示）、機器取扱説明書4部、

完成図書3部（各スタジオ毎。計6部）

完成図書CD-ROM電子データ1部（各スタジオ毎。計2部）

1 3. 補償等

設備の設計上の不具合やバグ等の欠陥が生じた場合には、無償でその改修とシステムの調整を迅速に行うこと。

請負者が故意又は過失により学園の設備や装置、造営物又は、第三者に与えた損傷等に対する補償は、請負者が行うこと。また、造営物等に損傷を与えた場合には、学園の指示に従って速やかに原形に修復すること。

1 4. その他

(1) 通常使用状態において、装置の故障、損傷等の不具合が発生した場合は直ちに対応できる体制が整備されていること。また、障害発生機器の代替機手配、入れ替え等の対応も円滑に実施すること。

(2) 迅速で十分なアフターサービス及びメンテナンス体制を確立すること。

(3) 6年以上の保守サポート継続が可能であること。

(4) 疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

(5) 請負者は、本請負の全部を一括あるいは分割して第三者に請け負わせ又は再委託してはならない。なお、本請負の一部を第三者に請け負わせ又は再委託する必要がある場合には、事前にその旨を学園に申請して承認を得なければならない。